

令和2年2月25日（令和元年(2019年)度第29号）



全国保育士会委員ニュース

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育士会事務局

〒100-8980
千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503
FAX 03-3581-6509
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp
http://www.z-hoikushikai.com

<ニュースの内容>

- 保育の現場・職業の魅力向上検討会（第2回）が開催される（厚生労働省）
- 幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ【2020年1月17日版】が発出される（内閣府）
- 体罰等によらない子育ての推進に関する検討会（第4回）が開催される（厚生労働省）

◆ 保育の現場・職業の魅力向上検討会（第2回）が開催される（厚生労働省）

令和2年2月17日、「保育の現場・職業の魅力向上検討会（第2回）」が開催されました。

検討会では、保育士の養成および保育士の魅力と発信方法についてのヒアリングが行われた後、各委員より保育現場・職業の魅力向上についての発言が行われました。

■ 保育士の養成等について（全国保育士養成協議会へのヒアリング）

【保育士試験合格者の就職状況等に関する調査結果（全国保育士会事務局にて要約）】

| 項目 | 結果 |
|------------------------------|---|
| 「保育士として就職する意思」について | ・約84%が就職する意思を持っている。 ・理由として「子どもとかかわる仕事がしたい」が最も多かった。 |
| 「保育士として働く場合に求める条件や重視する点」について | ・勤務環境や職場環境を重視する者が多かった。 ・希望年収として最も多かったのが、200～300万円であり、国税庁が示した平均給与（432万円）より低い。 ⇒ 適度な仕事量の中で得られる現実的な収入を想定して回答した側面があると考えられる。 |
| 「保育士として働く場合の不安」について | ・約2/3の者が不安を感じており、その理由として最も多かったのは「労働条件・労働環境」で、「保育・子 |

| | |
|---------------------|---|
| | <p>育て・実習等の経験の不足」を上回っていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「就業経験の有無」が不安に大きく関わっていた。 |
| 「保育現場における実習や研修について」 | <ul style="list-style-type: none"> ・約7割が実習や研修が必要と考えていた。 ・半数が実習期間は2週間以内を望んでいる。 ・就労への不安が高い者ほど、実習や研修の必要性を感じている。 |
| 「内定先」について | <ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所に内定している者は内定先選定の際、運営方針や給与を重視していた。 |
| 「資格取得や就労に必要な支援」について | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭と両立しやすい職場環境が就労につながる。 ・就職活動は、派遣会社や知人の紹介がきっかけとなる場合が多い。 ・就労前に受けたかった支援については、保育体験の機会があげられていた。 |
| 「就労継続への課題と支援」について | <ul style="list-style-type: none"> ・就労継続に必要なこととのひとつとして「組織の中での関係性の支援」があげられており、人間関係の良さ、信頼できる同僚の存在は大きい。 |

結果からの提案 ⇒実習等の現場体験の提供と、就業前後の相談体制を整えることが必要

- ・試験保育士にせよ、養成校保育士にせよ、保育士になりたい者と現場、養成校が相互に関わりあえる仕組みが必要

⇒行政の積極的な取り組み

- ・専門性を十分に踏まえた段階的な研修体系を整備して、試験保育士の成長の過程を見通した支援が必要

⇒養成校教員の関与が不可欠

【指定保育士養成施設卒業者の内定先等に関する調査結果（全国保育士会事務局にて要約）】

| 項目 | 結果 |
|-------------------------|---|
| 「保育職を目指した時期」について | <ul style="list-style-type: none"> ・8割以上が保育職に就くことを志して入学。 |
| 「実際に保育職を目指すことにした理由」について | <ul style="list-style-type: none"> ・実習より授業に魅力を感じ、保育職を目指すことにした者が多い。 |
| 「保育職の就職率（希望も含む）」について | <ul style="list-style-type: none"> ・4年制：78.2%、2年制：91.4% |

「一般職を目指すことになった理由」について

- ・実習で保育に自信を持つことができなかったから。
- ・給与・福利厚生が充実しているから。
- ・休暇の保障や労働時間が適切であるから。

■ 保育士の魅力と発信方法について（現場の保育士へのヒアリング）（全国保育士会事務局にて要約）

【保育の魅力について】

- ・たくさんの出会いがあること。
- ・毎日が驚きと感動の連続であり、命の尊さを感じる。
- ・正解がないこと。
- ・自分の得意なことを活かせる仕事。
- ・保育について語り合える風土と良好な職員関係があつてこそ、魅力向上へと繋がっていくと考える。

【発信方法】

- ・保護者への発信は日常的にカメラを持ち、撮った写真を通して保護者に伝えている。
- ・日常的に保育を公開したり、他園へ積極的に見学・交流し、自園のことや保育の魅力を伝えている。

■ 各委員からの意見（概要）（全国保育士会事務局にて要約）

【魅力向上のために必要なこと】

- ・保育士養成校教員として試験合格者と現場をつなぐ働きかけ。
- ・現場の中で保育の良さを「見える化」すること。
- ・実習は、短期間に集中して行うより、週1回を長期間行ったほうが、より魅力を感じやすいのではないかと。
- ・保育者が、積極的に外へと出向いたり、園をオープンにしていくこと。

【発信の方法】

- ・メディアでの発信。
- ・出版社に原稿を持ち込み、雑誌に入れ込んでもらう。
- ・一般企業向けに研修をし、保育の専門性を提示。
- ・名刺を持って、気軽に隣の園を見に行ける環境。
- ・大学のホームページで保育の魅力をPRし、保養協のホームページや保育の魅力を伝える何らかのページのリンクをつける。

【発信の対象】

- ・養成校の学生に向けた発信。
- ・小・中・高生への発信。
- ・多職種・社会に向けた発信。
- ・若い世代の保護者。

【その他】

- ・困難なことにぶつかったときに乗り越えていく力を、養成校でも学生に伝えていくことが必要。

第 2 回の検討会資料については、下記ホームページに今後掲載予定ですので、ご参照ください。

3 月 12 日に開催される予定の第 3 回では、魅力ある保育の職場づくりや多様な人材の活用について検討されるほか、関連事項についてのヒアリングが実施される予定です。

- 厚生労働省トップページ > 政策について > 審議会・研究会等 > 子ども家庭局が実施する検討会 > 保育の現場・職業の魅力向上検討会
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/newpage_09174.html

◆幼児教育・保育の無償化に関する自治体向け FAQ 【2020 年 1 月 17 日版】が発出される（内閣府）

内閣府は標記 FAQ を改定し、令和 2 年 1 月 17 日に発出しました。全文は内閣府ホームページをご参照ください。

- 内閣府ホームページ「幼児教育・保育の無償化」

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/musyouka/index.html>

施策情報 FAQ・実務フロー 1. 幼児教育・保育の無償化に関する FAQ【2020 年 1 月 17 日版】

(全国保育士会事務局抜粋)

| |
|--|
| 4-26 認定こども園における認定変更 【修正】 |
| 問 認定こども園において、教育・保育給付の第 3 号認定子どもが、満 3 歳になった時点で教育・保育給付の第 1 号認定を受けて幼児教育・保育の無償化の対象者となり、満 3 歳になってから最初の 3 月 31 日を経過したのちに、第 2 号認定を受けようとする場合が想定されます。こうした場合に対して、市町村はどのように対応すれば良いのでしょうか。 |
| 答 このようなケースの場合、希望者が①教育・保育給付第 1 号認定に切り替えても、住民税非課税世帯に該当し、別途施設等利用給付第 3 号認定を取得しなければ、預かり保育事業の利用料は子育てのための施設等利用給付の対象外であること、②いったん教育・保育給付第 1 号認定に切り替えた場合には、別の同第 3 号認定子どもが入所されることとなり、翌年 4 月になって再び同第 2 号認定を取得しても同じ認定こども園の保育所部分を利用できるとは限らないこと、③当該園における預かり保育事業の実施状況に |

よっては預かり保育事業を利用できない場合もあることを説明することが必要と考えます。

7-18 自治体独自の無償化 【修正】

問

幼稚園で保育の必要性がない子供に対して預かり保育事業を行う場合、自治体独自で無償化としてよいですか。

答

市町村の判断で、このような子供の預かり保育事業の利用料を単独事業等で無償とすることは差し支えありませんが、保育の必要性がないことから、施設等利用給付第2・3号認定子どもにはなり得ないこと、さらには施設等利用費の支給対象ではないことに留意が必要です。

7-19 預かり保育事業の利用日数について 【新規】

問

預かり保育事業の利用日数について、例えば、数分程度の利用後に園児が早退した場合や、体調不良により教育時間終了時に園児が帰宅したが、預かり保育事業が月極契約であるため、幼稚園等が予め用意した「おやつ」を園児が受け取りに行った場合は利用に当たるのかなどの質問が幼稚園等から寄せられていますが、施設等利用費の算定根拠となる利用日数の利用についてどのように考えればよいですか。

答

預かり保育事業は、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、幼稚園等が当該幼稚園等の園児のうち希望者を対象に行う教育・保育活動であり、幼稚園等が総合的な観点からみて当該利用が教育・保育活動の提供に相当すると認識している場合に、施設等利用費の「利用日数」としてカウントしてください。

なお、運営基準に基づき、各幼稚園等では預かり保育事業の提供の記録を整えることになっていきますので、市町村におかれては、利用の実態に疑義がある場合は、指導監査等の手段を活用して、都道府県とも連携しつつ適切に対応するようお願いいたします。

12-33-3 私立保育所の副食費を市町村が徴収できない理由 【新規】

問

私立保育所の利用契約は、市町村と利用者との間の契約であり、利用児童の選考や保育料の徴収は市町村が行うこととなっています。

この場合の保育の費用は「施設型給付」ではなく、法附則第6条により、市町村が施設に対して保育に要した費用の額に相当する額を「委託費」として支払うことになっています。

このことから、教育・保育給付第2号認定子どもの副食費を契約当事者の市町村が徴収し、その上で「委託費」を私立保育所に支払うことは可能でしょうか。

答

法附則第 6 条でいう「特定教育・保育に要した費用の額」は、同条において「1 月につき、第 27 条第 3 項第 1 号に規定する特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とされており、具体的には、令和元年 10 月 1 日施行の「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和元年内閣府告示第 88 号）」による改正後の特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成 27 年内閣府告示第 49 号）に定められた額となります。

この告示が令和元年 10 月 1 日に施行されたことにより、教育・保育給付第 2 号認定子どもの基本分単価は約 4,500 円程度の減額になりましたが、これは、「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針（平成 30 年 12 月 28 日関係閣僚合意）」に記されているとおり、幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、食材料費の取扱いについては、これまで同様に保護者が負担することとし、具体的には、保育所においても 3 歳から 5 歳までの子供たちの食材料費は、既の実施してきた主食費だけでなく、副食費についても施設による徴収を基本としたことによるものです。

これにより、教育・保育給付第 2 号認定子どもの食事の材料に要する費用全体が、法附則第 6 条の「特定教育・保育に要した費用」から除かれ、同時に、運営基準第 13 条第 4 項に定める「特定教育・保育において提供される便宜に要する費用」としたところですので、市町村は私立保育所の第 2 号認定子どもの副食費を徴収する立場にはなく、さらには、地方自治法第 235 条の 4 第 2 項により、市町村は、その所有に属さない現金を原則保有できないこととされていることから、市町村が私立保育所に代わって認定保護者から直接副食費を徴収することは困難なものと考えます。

12-36-2 市町村民税所得割合算額が第 1 号認定と第 2 号認定で異なることについて 【新規】

問

例として、両親が就労しており、市町村民税所得割合算額が 65,000 円の世帯で、5 歳児の第 1 子が教育・保育給付第 2 号認定を受けて認可保育所を利用しており、3 歳児の第 2 子は同第 1 号認定と施設等利用給付第 2 号認定を受けて幼稚園（新制度）と預かり保育事業を利用している場合は、運営基準第 13 条第 4 項第 3 号により、第 1 子は保育所の副食費の徴収対象者となり、第 2 子は幼稚園において徴収免除対象者となりますが、第 1 子は徴収対象者のままでよいでしょうか。

答

特定教育・保育施設に係る副食費の徴収免除対象者については運営基準第 13 条第 4 項第 3 号に規定されています。

そのうち、イ（低所得者に対する徴収免除）において、ひとり親世帯等を除き教育・保育給付第 1 号認定子どもと第 2 号認定子どもの免除対象となる市町村民税所得割合算額の基準を定めており、第 1 号は 77,101 円未満、第 2 号は 57,700 円未満（ひとり親世

帯等は 77,101 円未満) としています。

したがって、問のように同一世帯内に第 1 号認定子どもと第 2 号認定子どもが混在する事例は、認可保育所の受入枠が足りない場合に発生する可能性があります。この場合は第 1 子は保育所の副食費の徴収対象者となり、第 2 子は幼稚園において徴収免除対象者となります。

◆ 体罰等によらない子育ての推進に関する検討会 (第 4 回) が開催される (厚生労働省)

令和 2 年 2 月 18 日、「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会 (第 4 回)」が開催されました。

検討会では、子どもの権利が守られる社会を実現していくため、保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組む必要性と、どんな行為が体罰にあたるかを示した指針「体罰等によらない子育てのために (案)」について、パブリックコメントの結果やこれまでの議論を踏まえて議論が行われるとともに、キャッチコピーの募集結果が報告されました。

第 4 回での議論の結果を踏まえ、2 月 20 日に「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」が公表されています。詳細については、下記ホームページをご参照ください。

指針では、まず、しつけと体罰について整理。「たとえしつけのためだと親が思っても、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為 (罰) である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当」するとし、「しつけとは、子どもの人格や才能等を伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすること等の目的から、子どもをサポートして社会性を育む行為」と整理しています。

また、「怒鳴りつけたり、子どもの心を傷つける暴言等も、子どもの健やかな成長・発達に悪影響を与える可能性があります。子どもをけなしたり、辱めたり、笑いものにするような言動は、子どもの心を傷つける行為で子どもの権利を侵害」するとしています。

そのうえで、体罰等によらない子育てのポイントとして、「子どもとの関わりの工夫」「保護者自身の工夫」「子育てはいろいろな人の力と共に」をあげ、具体的な工夫の方法を提示したうえで、社会全体で取り組む必要性を訴えています。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 審議会・研究会等 > 子ども家庭局が実施する検討会 > 体罰等によらない子育ての推進に関する検討会
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-kodomo_554389_00010.html